

じん肺とアスベスト被害の根絶を求める請願

じん肺は、最古にして今なお最大の職業病です。1960（昭和35）年にじん肺法が制定されてから既に47年が経過しましたが、いまだに2万人近くのじん肺有所見者がおり、また、毎年1000名前後の人々がじん肺によって最重症患者として新たに認定され続けています。また、毎年1000名以上の人々がじん肺によって死亡していると言われています。数多くのじん肺裁判の結果、企業責任は明確になっていますし、筑豊じん肺最高裁判決、米海軍横須賀じん肺判決、昨年7月から本年3月にかけて相次いで出された5件の判決によってトンネル工事についての国の責任も明確になり、本年6月18日には、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、防衛施設庁長官とトンネル根絶訴訟原告、弁護団の間で、粉じん測定を本年度中に義務付ける省令を制定するなど、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印されました。

ILO（世界労働機関）・WHO（世界保健機関）は、2015年には世界中からじん肺を根絶するべきである、そのために各国政府はじん肺根絶計画を策定するべきであると提唱しています。日本も、今なお我国最大の職業病であるじん肺を遅くとも2015年までには根絶するために、一刻も早くじん肺根絶のための抜本的な制度改革に取り組むべきことが強く求められています。

また、アスベストは、じん肺の原因物質であるとともに、強い発がん性を有していることが明白になっています。ようやく安全衛生法施行令が改正され、2006年9月1日から石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されることになりましたが、まだ多くの例外が残っており、今後アスベストを使用した建物の解体等によってアスベスト粉じんによる大量の被害発生も危惧されています。2006年3月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されましたが、救済の対象となる「指定疾病」を中皮腫と肺がんの二つに限定するとともに、救済給付金も労災法や公健法に比して低額に抑える等極めて不十分な内容となっています。

また、トンネルや炭鉱、金属鉱山などじん肺を多く出してきた職場では、じん肺の他にも振動病が多発しており、その根絶と被害救済も重大な課題となっています。しかるに、厚生労働省は、振動障害の医学的検査、労災認定基準に関して1977年に発出した通達を「改定」しようとしています。その内容は医学界等の合意もないまま、振動障害に苦しむ患者を大幅に切り捨てるものと言わざるを得ません。

そこで、私たちは、特に次の事項の実施を請願します。

請 願 項 目

- 1 じん肺を多発させているトンネル建設工事、造船、各種製造業、建設業をはじめとする全ての職場における粉じん対策を徹底させるため、関係省庁の実態（政令・省令の不備、監督等の労働行政の不備等）を調査し、速やかに改善するよう指導すること。
- 2 最大のじん肺多発の職場であるトンネルに関しては、2007年6月18日に調印された「合意書」で定められた事項を厳守するよう十分な監督、指導をすること。
- 3 アスベスト被害の発生、拡大を防止するため、アスベスト使用建物の解体、修理、廃棄物処理をはじめ、その実態を調査したうえ、アスベスト粉じん暴露防止の徹底を図るよう関係各省庁に改善を指導すること。
- 4 石綿健康管理手帳制度について、建設自営業者（1人親方）等をも交付対象者にするなど手帳交付者をアスベスト暴露経験者全体に拡大させるとともに、手帳の内容を充実させて、健康管理体制を充実すること。
- 5 石綿救済法を改正し、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚を「指定疾病」に加えること、同法施行前の死亡者遺族の救済を法施行後3年までとしないなど、遺族の救済について改善すること、給付金額を労災補償と同等にすることなど、石綿被害者の救済範囲、救済内容を充実すること。
- 6 振動障害患者の切り捨てにつながる振動病認定基準の「改訂」を行わないこと。

氏 名	住 所

2007年 月 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

取扱事務局 東京都新宿区四谷1-5

新四谷駅前ビル5階

全国じん肺弁護団連絡会議